

管理型最終処分場建設事業に係る環境影響評価方法書に対する三重県知事意見

(総括的事項)

- 1 本事業は、三重中央開発株式会社 エネルギープラザ建設事業（以下「エネルギープラザ事業」という。）施設と隣接して計画されているため、その施設によって環境が将来にわたって大きく変化する可能性があるため、両事業における環境への影響が最大となる時期の他に、予測に適切で効果があると認められる時期と期間を選定し、環境影響評価を行うこと。
また、エネルギープラザ事業における環境への負荷の量についても、必要に応じて、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項について、それぞれその内容及び妥当性を明らかにすること。
- 2 環境影響評価を行う過程で、項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて、選定項目及び手法の見直しや追加調査を行うこと。
- 3 環境保全措置を計画する際には、実行可能な措置であることがわかるように具体的に記載するとともに、その検討した経緯及び選択した環境保全措置の不確実性についても明らかにすること。
- 4 事業の計画内容は、エネルギープラザ事業も含めて、環境影響評価準備書で詳細に記載すること。

(個別的事項)

1 大気質・悪臭

(1)既存の気象観測所及び大気質の環境測定局が、事業実施区域から遠方に位置することから、気象の状況を含めた現地調査を行い、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域を代表するものとして、事業実施区域の南側の住居地域に調査地点の追加が必要かどうかについても検討を行うこと。

(2)事業実施区域が特定悪臭物質による規制地域であることから、最終処分場から発生する可能性のある特定悪臭物質については、臭気指数による予測だけでなく、特定悪臭物質濃度による予測も行うこと。

(3)事業実施区域の西側に計画されている悪臭の調査地点の追加については、確実に実行すること。

2 騒音・振動・低周波音

(1)騒音・振動の環境保全上の目標として“現況を大きく悪化させない”としているが、エネルギープラザ事業施設と隣接しているため、現況の捉え方を明確にするとともに、エネル

ギープラザ事業による現況の捉え方を予測値とする場合には、将来を含めた土地の利用状況を考慮して数値目標を設定するよう検討すること。

(2)低周波音の発生する可能性がある施設が存在しているので、その影響についても検討を行い、必要に応じて環境影響評価項目に追加すること。

3 水質

(1)河川及び地下水の水質調査項目に 1 , 4 - ジオキサンを追加し調査を行うこと。

(2)水の濁りの影響予測については、日間平均雨量による予測を想定していると思われるが、水の濁りが生じるとされる最大時間雨量又は最大 10 分間雨量時における影響予測についても可能な場合には、予測を行うこと。

4 地下水

地下水の調査地点の選定にあたっては、褶曲の向斜軸の存在に留意して行うこと。

5 水生生物

事業実施区域内の南側のため池に、水生生物が生息している可能性があるため、水生生物の調査を実施すること。

6 景観

眺望点の設定にあたっては、不特定多数の人々が立ち入り可能である遊歩道や登山道だけでなく、地域住民への聞き取りなどにより、多くの人々が利用する道路なども含めて、生活者の視点で幅広く設定すること。

7 温室効果ガス

温室効果ガスの予測方法については、環境影響評価準備書で詳細に記載するとともに、浸出液処理施設からの排出量も算定の対象とすること。

8 その他

環境影響評価を行うにあたり、専門家から助言・指導を受ける場合には、専門家の意見について具体的に記載するとともに、当該専門家の専門分野及び聞き取りを行った経過を明らかにすること。